

住宅だより

編集・発行 春日井市まちづくり推進部住宅政策課



快適な暮らしのために

共同住宅には、お年寄りから乳幼児まで様々な人が暮らしています。

団地内で良好な共同生活を送るためには「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要です。

また、周辺の住民の方々とのふれあいを大切にしましょう。

～共同生活のルールを守りましょう～

周辺の環境を乱し、他人への迷惑行為をした入居者は、
住宅の明渡しを求められる場合があります。

1 ペット類は飼えません

ペット類（犬・猫・その他の動物）の飼育・餌付けは禁止されています。



2 生活音に気を付けましょう

家庭生活から生ずる生活騒音については、一人一人の心掛けによって防止していくことが大切です。他人の生活を思いやり、静かで快適な環境作りに心がけてください。

3 階段・廊下に物を置いてはいけません

通行や避難時の妨げになりますので、廊下に物や自転車を置いたり、廊下側窓壁面の決められた場所以外にエアコンの室外機を取付けないようにしてください。

4 ベランダの避難経路に物を置いてはいけません

ベランダにあるお隣との境の間仕切りは、火災等の緊急の場合に打ち破って隣に避難できるようになっています。この付近に絶対に物を置かないでください。

また、避難用はしごの設置された住戸では、その下に洗濯竿や物を置かないでください。

5 ゴミ置場のルールを守りましょう

「ゴミ」は必ず指定日・指定時間に指定場所に置いてください。

6 団地内の通路等への不正駐車について

緊急車両やゴミ収集車等の通行の妨げになりますので、住宅内通路や住宅周囲の道路に自動車を駐車してはいけません。

7 駐車場の利用について

駐車場は契約車両以外の駐車はできません。また、利用には一定のルール（車両長さ4.9m以下、幅1.8m以下等）がありますので、駐車場を利用されたい場合は住宅政策課にお問い合わせください。

8 排水管の清掃をしましょう

台所流し台、洗面台、浴室、洗濯機及びトイレ排水管が詰まらないように定期的に清掃をしましょう。

9 火事に注意しましょう

タバコやガスコンロ等、火元の管理には十分注意してください。



10 修繕や点検時の協力について

市では、既設の住宅維持に必要な修繕や点検を逐次実施しています。各種修繕などを行う場合、全面的にご協力していただきます。

11 自治会活動に参加しましょう

市営住宅は共同住宅です。入居者の皆様が協力して行っていただかなければならないことがたくさんあります。特に清掃や除草等の活動は快適な衛生環境を保つために必要な活動ですので、入居者皆様の参加が必要です。

～住宅内の修繕について～

次の修繕等は入居者負担となりますので参考にしてください。なお、修繕等で不明なことがありましたら、市にお問い合わせください。

- 1 便器、水栓及び洗面器に附属する金属類等の修繕
- 2 給水栓の修繕
- 3 便器のタンクからの水漏れ、便座等の修繕
- 4 電球、スイッチ、コンセント等の修繕
- 5 流し台、調理台、コンロ台、戸棚、郵便箱等の部分的な修繕
- 6 ガス栓の修理
- 7 壁の汚損箇所の塗り替え
- 8 建具及び付属金物類の修繕
- 9 畳の表替え
- 10 ガラスのはめ替え
- 11 障子及びふすまの張替え

【注意】訪問販売について

各種の物品（網戸・電話機・消火器等）やインターネット、その他サービスを市の指定業者・消防署などと偽り、訪問販売を行う業者があります。

市では、この様な物品等の指定業者を選定したり、あっせんしたりすることはありませんので、購入される場合は十分ご注意ください。

～入居中の手続き～

次のような場合はすみやかに住宅政策課の窓口で手続きを行ってください。

各種手続きをせずに入居されている場合は、引き続いての入居が出来なくなることもありますので、ご注意ください。

- 1 名義人が死亡したり、転居した場合で、同居の親族が引き続き居住しようとするとき
- 2 市が承認した同居親族以外の親族を同居させようとするとき
- 3 死亡又は転出により同居者に異動が生じるとき
- 4 緊急連絡先を登録又は変更しようとするとき
- 5 名義人又は同居者が15日以上市営住宅を使用しないとき

～住宅を退去するとき～

退去日の5日前までに必ず退去の届出をしてください。

入居時、入居中に自ら設置（エアコン、居室照明等）や模様替え（クッションフロアシート、壁紙等）されたものについては、退去日までに撤去のうえ必ず現状復旧してください。

使用されていた家具・家電製品・カーペットなどは退去日までに全て搬出して、住宅内には何も残さず、次の入居者が気持ちよく入居いただけるよう十分清掃をお願いします。

お問合せ先：春日井市まちづくり推進部住宅政策課（市役所9階）
住宅担当

電話：0568-85-6294

開庁日時：月曜日～金曜日（祝日を除く）
8時30分～17時15分

